

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	平成30年度 第1回和泉市建築審査会
開催日時	平成30年5月17日（木）午後3時00分から午後4時00分まで
開催場所	コミュニティーセンター4階 中集会室
出席者	別紙のとおり
会議の議題	別紙のとおり
会議の要旨	別紙のとおり
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> その他（会長及び委員2名の確認を得ている）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議の公開・非公開： <input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開 傍聴人数： 0人

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

別紙のとおり

平成30年度 第1回和泉市建築審査会 会議録

・と き 平成30年5月17日（木）午後3時00分～午後4時00分

・と ころ コミュニティーセンター4階 中集会室

・会議の次第 議事次第1 開会

議事次第2 会長・会長代理の選出

議事次第3 議事

- ・定足数の確認(開会宣言)
- ・議事録署名委員の指名

(1) 報告事項

- ・建築基準法第43条第1項ただし書許可の一括同意について

議事次第4 その他

- ・建築基準法の一部改正に係る対応について

議事次第5 事務局報告

議事次第6 閉会

・出席者

(委員)

会 長 坂 壽二

会長代理 河西 立雄

委 員 深堀 知子

委 員 佐久間 康富

委 員 中西 孝子

委 員 佐藤 登志み

(特定行政庁)

奥野 安信 建築・開発指導室長

東 清隆 建築・開発指導室建築指導担当課長

堀尾 雅一 建築・開発指導室総括主査

石田 雅士 建築・開発指導室主査

寺島 喜子 建築・開発指導室主事

(事務局)

本田 千晶 幹事・書記

植田 耕平 幹事・書記

会 長	会議録署名委員	会議録署名委員
署名欄	署名欄	署名欄

議事次第 1 開会

事務局：それでは平成30年度第1回和泉市建築審査会を開催させていただきます。
(平成30年度 和泉市建築審査会事務局職員体制の紹介等)

議事次第 2 会長・会長代理の選出

事務局：それでは、次第2 会長・会長代理の選出に入らせていただきます。建築基準法第81条の規定により、「会長は、委員が互選する。」となっております。互選するにあたり、皆様のご了解が得られれば、都市デザイン部 建築・開発指導室長の奥野を選出委員長に指名させていただきますと思いますがいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

選出委員長：選出委員長をおおせつかりました奥野でございます。僭越ではございますが、選出委員長をさせていただきます。今後の進行は着席にてさせていただきます。失礼致します。なお、本日藤田委員が欠席ではございますが、和泉市建築基準法施行条例第73条第2項の規定により、本審査会が有効に成立していることを確認いたしました。それでは、会長・会長代理の選出に入ります。どなたか、会長・会長代理に立候補される方はございませんか。推薦等もございませんか。

中西委員：本日は、初めて顔を合わせる委員さんも数名いらっしゃいます。会長選出について、事務局から何か提案などありませんでしょうか。

選出委員長：会長選出にあたり、皆様より自薦他薦がございませんことと、中西委員のご発言をいただきましたことから、私から提案でございますが、今回は、前会長を含めた半数以上の委員が交代となり、体制が大きく変わってございます。この度、初めて委員をご経験される方もいらっしゃることから、他市においても建築審査会 会長代理のご経験があり、建築関係の各種委員会にて、委員長を歴任されておられる坂委員に会長をお願いするのはいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

選出委員長：坂様お引き受けいただけますでしょうか。

坂委員：(承諾)

選出委員長：では、会長代理については、坂会長からご提案など、ございませんでしょうか。

坂委員：それでは、私と以前、共に和泉市立新病院建設に係る事業者選定委員としてご活動いただいていた河西委員は建築のご専門でもありますのでいかがでしょうか？

全委員：異議なし。

選出委員長：河西様お引き受けいただけますでしょうか。

河西委員：(承諾)

選出委員長：会長に坂委員、会長代理に河西委員が決定しました。坂様、河西様には、快くご承諾いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局：ご承諾を得ましたところで、奥野選出委員長は解任となります。

議事次第 3 議事 定足数の確認（開会宣言）、議事録署名委員の指名

坂会長：それでは、議事を進めさせていただきます。定足数の確認ですが、今回は先ほど奥野室長にご確認をいただきましたので省略いたします。

つづきまして、建築審査会会議録署名委員の選出をいたします。会議録署名委員は、和泉市建築基準法施行細則第75条第2項の規定で会長及び会議において定められた2人以上の

委員が署名しなければならないと規定されています。

会議録署名委員についてですが、これまで和泉市建築審査会では、会長の署名に加えて開催ごとに名簿の順に、お二方の委員にご署名いただいていたとのことです。

また、担当の委員さんが都合によりご欠席であった場合は、名簿順の次の委員さんと交代させていただくというやり方で、今後も踏襲していきたいと存じますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

全委員：(承諾)

坂会長：それでは、本日の建築審査会会議録署名委員につきましては、深堀委員と藤田委員となりますが、藤田委員につきましてはご欠席とのことです。名簿順で次となります河西委員にお願いいたします。

議事次第3 議事(1) 報告事項

特定行政庁：(平成30年1月1日から平成30年3月31日までに一括同意許可した案件8件について報告)

- ・NO. 1 (H29許可番号3252)、NO. 2 (H29許可番号3528) 及びNO. 8 (H29許可番号4116) について説明。

坂会長：ありがとうございました。以上の報告につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

各委員：<主に以下の意見がありました。>

- ・(NO. 8の案件について) 資料の位置図において建築基準法上の道路ではない通路に接続する位置指定道路があるのはなぜですか。

(回答) 現在、位置指定道路は建築基準法上の道路に接続しなければなりません。大阪府所管時に道路ではない1.8m以上の里道等に接続できれば位置指定道路を指定できるとして運用していた頃の道路になります。本市が平成14年に特定行政庁になってからはこの運用はしておりません。

- ・(NO. 1、NO. 8の案件について) 提案基準6及び9の規模について、現況の敷地は300㎡以上であるけれども、300㎡を基準に算出した建築面積より実際の建築面積がそれ以下であるため、提案基準を満足する計画であると判断してよろしいでしょうか。

(回答) そのとおりです。敷地を300㎡として建築物の建ぺい率、容積率を算定し許可をしている基準になります。

- ・(NO. 1の案件について) 配置図について、どこまでが敷地でどこまでが河川敷と扱われる部分なのか、敷地形状を教えてください。

(回答) 河川敷につきましては河川に沿って河川管理用通路部分と法敷きになっている部分がありますが、今回の占用許可部分は管理通路から敷地に至る法敷き部分を整備することについて許可をいただいております。

- ・(NO. 1の案件について) 配置図について河川保全区域を示す線等で申請敷地がわかり辛いのですが。

(回答) 今後申請敷地を赤く着色する等見易い表現を検討いたします。

- ・(その他について) 和泉市が特定行政庁になってから年間およそ1000件近くの建築確認申請がなされている内、43条ただし許可を受けた新築物件が70件ほどとのことで、7%というのは少なくない印象を受けますが、市としては建築を制限していく等の方針はあるのですか。

(回答) 43条ただし書許可基準を今後厳しくしていく予定はありません。

- ・（その他について）43条ただし書許可を受け新しく住宅を建てるにあたっては新たな水道管等を敷設する必要が生じる場合があると考えますが市として採算が取れるのでしょうか。

（回答）平成11年5月1日時点での立ち並びのある路線であることを適用範囲として、極力市の負担が少なく済むような基準になっています。

（その他について）路線の途中までしか立ち並びが無い場合、そこからどれだけ離れているかといった基準はあるのでしょうか。

（回答）路線としては途中までしか立ち並びがないという場合でも終端までひとつの立ち並びがある路線とみなす運用はしています。その場合は下水等の延長をするケースもあります。

- ・（その他について）提案基準6及び9の規模の除外規定について、建替えによる場合にも申請敷地が面積300㎡以上でもよろしいのですか。

（回答）許可制度ができる以前に建った建築物の建替えで、同規模・同用途であるものについては認めることとしております。

坂会長：それでは、ただ今の報告について、了承したものととしてよろしいですか。

全委員：異議なし。

坂会長：それでは一括同意報告について、了承したものとします。

特定行政庁：ありがとうございました。

（議事次第3（1）報告事項 建築基準法第43条第1項ただし書許可の一括同意について 審議終了）

坂会長：続きまして、会議録の公開・非公開についてですが、本日の会議録について、公開としてよろしいですか。

全委員：異議なし。

坂会長：それでは、本日の会議録は公開とします。

議事次第4 その他 建築基準法の一部改正に係る対応について

特定行政庁：建築基準法が建築物・市街地の安全性の確保等を目的として今年度改正されます。

<特定行政庁より以下の改正概要の説明がありました。>

- ・接道規定である法第43条についても改正されること。
- ・あらたに接道規定の認定制度が創設されることになるため、43条許可基準についても、法施行に併せて改正が必要となること。
- ・法施行日や省令の内容・制定日が未確定のため、これらが確定しましたらあらためて審査会にてご審議頂くこと。

議事次第5 事務局報告

- ・前回議事録の署名が行われた。
- ・今後の予定として建築基準法の改正に伴う対応方針について本審査会に説明を行うことから、8～9月ごろには審査会の開催を予定。

議事次第6 閉会

事務局：以上をもちまして、平成30年度第1回和泉市建築審査会を閉会します。